

保険法見直しに関する中間試案への意見

(はじめに)

アトラディウス信用保険会社 (Atradius Credit Insurance N.V.) はオランダ・アムステルダム市に本社を置き、世界40カ国に90拠点を有する信用保険専門の保険会社です。日本においては、2004年12月に営業を開始しました。

取引信用保険とは、売買取引等に基づく売掛債権の債権者(売主)を被保険者とし、債務者(買主)の債務不履行(破産等)を保険事故とする保険です。

保険の対象である売掛債権残高は、取引の状況(受注、出荷、入金)によって日常的に変動し、保険事故の発生確率も買主の資金繰りや財務状況によって大きく変化するため、他の保険と比べてリスクが変動しやすい保険と言えます。リスクの平準化やモラルリスク排除の観点から、被保険者を売主とする複数の買主を包括的に保険の対象とする「包括契約」が一般的です。

被保険者は売買契約の主体である事業者であり、保険の対象であるリスク(債権残高、買主の支払状況等)を、常時把握できる立場にあります。したがって、健全な保険引受のためには、被保険者の損害防止軽減義務や告知義務・通知義務の規定が非常に重要です。

支払保険金の算定や保険料の算出の規定は、保険会社によって複数の方式があります。当社の場合、支払保険金は、買主毎に設定された与信限度額と実際の未回収債権額のいずれか低い額に縮小率を乗じて算定されます。また、保険料の算出は、与信限度額や債権残高ではなく、保険期間中の売上高の合計額に保険料率を乗じる方式が一般的です。つまり、保険料は、必ずしも「保険金額」「保険価額」とは連動しておらず、物保険の規定は取引信用保険には馴染みにくい点があります。

第1 保険法の適用範囲

①強行規定の対象について

取引信用保険は、被保険者の事業内容に応じた柔軟な引受が可能であり、顧客との交渉に基づいて契約内容を決定することが一般的です。したがって、被保険者が個人消費者であることを前提とした「強行規定」は、引受の幅を狭くし、顧客の利益につながらないおそれがあります。

また、海外へ事業展開を行っている企業を被保険者とするケース、輸出取引に基づく売掛債権を保険の目的とするケース等、当社が国際的に提供している約款や特約に基づく引受方式と合わせた方が、顧客にとっても、保険契約管理が容易であり、無用なトラブルを避けることができます。

また、独立行政法人日本貿易保険が行う貿易保険や、ファクタリング等の保険法が対象とする保険以外の商品と競合することも多く、ある程度自由な約定は許容されるべきであると考えます。

さらに、上記のとおり、保険会社に比べて、引受リスクに関するリアルタイムの情報が、被保険者である事業に偏在しているため、モラルリスク排除の観点からも、損害防止軽減や通知に関して、他の保険契約とは異なる規定が必要です。

したがって、取引信用保険については、(前注)3に記載されている「一定の契約」として、強行規定の対象からはずしていただくことを要望いたします。

第2-1 保険契約の成立

②危険に関する告知 (3)

契約の解除の要件として、契約者・被保険者の故意または重大な過失があげられています。また、解除の効果として、A・B案が併記されていますが、いずれも保険者が責任を免れるためには解除を行うことが前提となっています。(片面的強行規定)

企業が保険契約者・被保険者である場合、告知義務についても相応の責任を負うべきだと考えられます。

したがって、企業が被保険者である保険契約については、故意または重大な過失によらない告知義務違反であっても、保険会社として解除する権利は確保したいと考えています。また、解除を行わずに保険金支払の責任を免れる規律についても、有効とすべきだと思います。

③他保険告知 (3)危険に関する告知関係後注

取引信用保険では、モラルリスク防止や回収金分配をめぐるトラブル回避の観点から、原則として重複保険・共同保険の引き受けを行っていません。

したがって、他保険告知についても上記②と同様に、保険会社として解除する権利を認めていただきたいと思います。

第2-2 保険契約の変動

④危険の増加・減少について (1)・(2)

試案では、被保険者の通知義務の対象として「保険者から告知を求められた危険に関する重要な事実のうち、保険会社から通知を求められたもの」という限定がなされています。しかし、取引信用保険では、買主の倒産を保険事故とするため、倒産につながる可能性がある、様々な事項が通知義務の対象となっています。これを予め特定し、告知を求めることは困難です。

また、危険の増加・減少に対する保険会社の対応についても、保険料の追徴・返戻を前提とした規律となっていますが、取引信用保険においては、与信限度額の増額・減額・撤回等によって対応することが一般的であり、試案のような対応はリスク管理上も事務対応上も不可能です。

したがって、本規律は、信用保険を対象外とするか、「片面的強行規定」ではなく、「任意規定」とすることを要望します。

なお、他のモノライン会社が行っている金融保証商品では、対象となる債務者の信用力が保証期間中に上下する、即ちリスクが増減少することを前提として保証料等の契約内容を約定しているため、期中での保険料の変更は禁じられています。

⑤超過保険について (3)

本規律は、物保険における保険金額や保険価額を前提としたものであり、取引信用保険の規律としては馴染みません。

したがって、これらの規律は、信用保険を対象外とするか、「片面的強行規定」ではなく、「任意規定」とすることを要望します。

第2-3 保険事故の発生による保険給付

⑥保険金請求権の消滅時期について (8)

取引信用保険は、企業の重要な財産である売掛金の損害に関するものであり、保険事故の発生から2年(3年)も保険金請求がないことは考えられません。法人が契約者・被保険者である場合、怠慢により事故通知や保険金請求がなかったとすれば、相応の責任を負うべきであると考えます。

国際的に使用されている信用保険約款の一部ではさらに短期の消滅時効の期間を定めているものもあり、本規律は、信用保険を対象外とするか、「強行規定」ではなく、「任意規定」とすることを要望します。

以上